

<請求関係>

No.	質 問	回 答						
1	請求方法にはどのようなものがありますか。	インターネット請求のみとなります。 紙媒体や電子媒体での請求は受け付けておりません。						
2	請求期間はいつまでですか。	毎月1日0時00分から10日23時59分まで（土日祝日含む）となります。 なお、期間中は24時間請求可能です。						
3	請求期間中に、一度送信した請求情報を取り下げること は可能ですか。	請求期間中であれば、事業所側で請求の取り下げが可能です。 取り下げは、電子請求受付システムや簡易入力システムから行うことができます。 取り下げの操作方法については各種マニュアルを御確認ください。						
4	簡易入力システムや取込送信システムのマニュアル はどちらにありますか。	・電子請求受付システムのダウンロードボタンから「電子請求受付システムサポートソフトウ ェア」をインストールしていただくと、「マニュアルビューア」（簡易入力システムや取込送信 システム等の各種マニュアルが参照できるソフトです。）がインストールされます。 ・電子請求受付システムのマニュアルボタンから「簡易入力システムマニュアル」または「取 込送信システムマニュアル」を選択してダウンロードができます。						
5	「一次審査処理結果票」とは何ですか。	請求期間中に事業所が送信した請求情報について、本会にて一次審査（受付審査・資格審 査・支給量審査の機械チェック）を行います。 「一次審査処理結果票」とは、その結果が記載された帳票です。						
6	「一次審査処理結果票」はいつ送付されますか。	10日の翌営業日の15時頃（土日祝日除く）に電子請求受付システムへ送付します。 （例） <table><tr><td></td><td>「一次審査処理結果票」送付日</td></tr><tr><td>10日（月）</td><td>11日（火）</td></tr><tr><td>10日（土）</td><td>12日（月）</td></tr></table> なお、日程等については、毎月、電子請求受付システムのログイン後の「お知らせ」に掲載 します。		「一次審査処理結果票」送付日	10日（月）	11日（火）	10日（土）	12日（月）
	「一次審査処理結果票」送付日							
10日（月）	11日（火）							
10日（土）	12日（月）							
7	「一次審査処理結果票」はどこで確認できますか。	電子請求受付システムのログイン後の「お知らせ」に掲載します。 ※ 一次審査の結果、警告やエラー等が発生した事業所のみ送付となりますので、当該事 象の該当がない事業所には送付されません。						

<請求関係>

No.	質 問	回 答
8	「P P 1 9 実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません」というエラーはどのようにすれば解消されますか。	・当該エラーの原因が実績記録票に該当する請求明細書が本会に送信されていないか、請求明細書にエラーがでているためとなります。そのため解消方法は以下の2点のいずれかになります。 (1) 請求明細書を送信する。 (2) 請求明細書のエラーを解消する。
9	再送受付期間とは何ですか。	「一次審査処理結果票」の内容を御確認いただき、事業所側が請求を修正する必要がある場合、請求期間中に送信した請求情報を再送する（差し替える）ことができます。 【注意事項】 ・請求情報を再送する際は、修正した請求情報だけでなく、「当月の請求期間中に送信した月遅れを含む全請求情報」を再送してください。 ・送信ファイルが複数ある場合、修正分だけでなく、当月の請求期間中に送信した全ファイル（月遅れを含む）を再送する必要がありますので送信もれに御注意ください。 ・ご不明な点やご心配の場合は再送する前に本会介護保険課（027-290-1315）まで御連絡ください。
10	再送受付期間はいつまでですか。	請求月の前月に決定しています。 決定した再送受付期間は、請求月の前月の下旬に電子請求受付システムで送信する「令和〇年〇月請求分 請求関連情報について」というタイトルのお知らせに記載しますので、そちらを御確認ください。
11	証明書発行用パスワードがわからなくなりました。	証明書発行用パスワードは請求開始時に本会から郵送された、「電子請求結果に関するお知らせ」に記載されています。当該お知らせを紛失した場合、又は当該お知らせの証明書発行用パスワードが使用できない場合、本会介護保険課（027-290-1315）まで御連絡ください。

<過誤処理>

No.	質 問	回 答
1	過誤処理（請求明細書取下げ）とはどのような処理ですか。	「過誤処理（請求明細書取下げ）」とは、<u>前月以前に支払確定となった請求情報</u>（※¹）に誤り等があった場合に事業所が市町村等に申立てを行い、実績を取り下げのための処理のことです。 過誤処理により、請求情報が取り消されるとともに（※²）、過誤額（給付費）が当該月の事業所支払額から相殺されます。再請求が必要な場合は、過誤処理後、内容を修正した正しい請求を行ってください。 ※1 請求明細書及びサービス提供実績記録票、計画相談支援給付費請求書等 ※2 「サービス提供実績記録票」のみの取り下げはできません。 「利用者負担上限額管理結果票」は、他の事業所にも影響するため取り下げされません。 また、再請求の提出時期によって「通常過誤」と「同月過誤」に分かれます。 詳細については、No.2を御参照ください。
2	「通常過誤」と「同月過誤」の違いについて教えてください。	通常過誤・・・<u>過誤処理月の翌月以降</u>に、当該過誤処理に係る再請求を行います。 同月過誤・・・<u>過誤処理月と同一月</u>に、当該過誤処理に係る再請求を行います。 実地指導や指導監査等で一度に多数の過誤申立を行い、過誤額が当該月の事業所支払額を上回り支払決定額がマイナスとなるケース等で、それを解消するため、同一月に再請求を行う必要がある場合に行います。 ※ 支払決定額がマイナスとならない場合、なるべく通常過誤での処理をお願いします。 ●通常過誤と同月過誤の比較

<過誤処理>

No.	質 問	回 答		
			通常過誤	同月過誤
		過誤申立	事業所は、市町村等と過誤処理の日程等を調整し、過誤申立ての依頼を行います。（申立て方法は、各市町村等に御確認ください。）	
		過誤処理	過誤処理月に、本会にて市町村等から送信された過誤申立情報を受け付けし、過誤処理を実施します。	
		過誤決定通知書の送付日	過誤処理を実施した月末の最終営業日に、支払通知書と一緒に送付いたします。	
		再請求方法	請求期間中に、通常請求と同様にインターネット請求で行ってください。	
		再請求月	過誤処理月の翌月以降 ※過誤決定通知書確認後の再請求	過誤処理月と同一月 ※過誤決定通知書確認前の再請求
		過誤処理月の支払決定額	当該月の事業所支払額 － 過誤額	当該月の事業所支払額 － 過誤額 ＋ 当該過誤に係る再請求分
		本会への連絡	不要	必要 （電話受付あり）
		提出物	なし	あり
				事業所は、 <u>同月過誤を行う前月末日</u> までに本会に電話連絡の上、必要書類を提出します(必要書類に関しては、No.3を御参照ください)。
		【参考】 過誤処理については、「請求事務ハンドブック」内の「過誤申立」を御参照ください。 本会ホームページの以下の場所に掲載しています。 (ホーム > 障害福祉事業所の方 > 8 参考資料)		

<過誤処理>

No.	質 問	回 答
3	同月過誤処理を行う場合、連合会にどのような書類を提出すればいいですか。	市町村等と調整後、本会へ御連絡ください。その後、必要な書類 <u>①同月過誤処理依頼書、②同月過誤処理対象者市町村別合計表、③同月過誤処理対象者一覧表（内訳書）の3点</u> を本会あてに郵送してください。 【参考】 同月過誤の取扱いについての説明や、当該書類の「様式」等は、本会ホームページの以下の場所に掲載しています。 (ホーム > 障害福祉事業所の方 > 7 同月過誤)
4	過誤決定通知書はどこで確認できますか。	過誤処理を実施した月末の最終営業日に、支払通知書と一緒に送付いたします。 電子請求受付システムのログイン後の「照会一覧」から御確認ください。

<届出関係>

No.	質 問	回 答
1	新規の事業所ですが、何から手続きすればいいですか。	本会から新規事業所^(※) あてに障害福祉サービス費等給付費の請求関係書類を送付いたしますので、当該書類が届きましたら、書類の案内に従って手続きを行ってください。 なお、提出期限については書類に記載しておりますので御確認ください。 ※ 群馬県及び中核市より新規事業所として情報提供があり、本会システムに新規登録した事業所
2	「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」により届出をした内容（代表者、振込先、口座番号等）を変更する場合、どのように届出をすればいいですか。	「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」を変更後の内容で作成し直し、本会に御提出ください。 なお、振込先の口座情報の変更の場合は、振込月（支払月）の前月の25日までに御提出いただく必要がありますので、御注意ください。 （例：4月振込分（支払分）から変更する場合…3月25日までに提出） ※ 締切り間際での御提出で書類不備等があると、御希望どおりに変更できない場合がございます。提出期限まで余裕を持った御提出をお願いいたします。 【参考】 当該届の「様式」「記載方法」「記載例」について、本会ホームページの以下の場所に掲載しています。 （ホーム > 障害福祉事業所の方 > 2 請求及び受領に関する届等） 【お願い】 ・「記載方法」は、当該届について項目の説明や、御提出の際に必要な添付書類を御案内しておりますので、必ず御一読ください。 ・「記載例」は、「記載方法」と併せて御参考になしてください。

< 支払帳票関係 >

群馬県国民健康保険団体連合会
介護保険課 障害介護係

No.	質 問	回 答
1	支払通知書はいつ送付されますか。	毎月末の最終営業日に送付いたします。 電子請求受付システムのログイン後の「照会一覧」から御確認ください。
2	返戻一覧表はいつ送付されますか。	毎月末の最終営業日もしくは前日に送付いたします。 電子請求受付システムのログイン後の「照会一覧」から御確認ください。
3	過去に送付された各種支払帳票を取得することができません。	各種支払帳票については、電子請求受付システムにて1度取得してから、90日間が経過すると再度取得することができなくなります。 そのため、電子請求受付システムにて各種帳票を取得した場合には、端末へ保存していただく等の対応をお願いいたします。 なお、各種支払帳票等の再発行を希望される場合は、本会まで御連絡ください。
4	福祉介護職員処遇改善臨時特例交付金支払通知書の再発行はできますか。	・再発行は可能です。ご希望の場合は本会介護保険課（027-290-1315）まで御連絡ください。

<電子請求受付システム>

No.	質 問	回 答
1	電子請求受付システムを利用する上で、必要となるパソコンの動作環境について教えてください。	電子請求受付システム（ログイン前もしくはログイン後）、メインメニューより「動作環境」をクリックし、内容を御確認ください。
2	電子証明書の発行日時はいつになりますか。	群馬県のユーザにおける電子証明書の発行日時については、電子請求受付システム（ログイン後）の「お知らせ」から「電子証明書の発行日時について」を御参照ください。 なお、上記お知らせには「事業所ユーザの場合」と「代理人ユーザの場合」の2種類があり、それぞれで発行日時が異なりますので、御注意ください。 ※ 他都道府県のユーザの場合の発行日時については、各都道府県の国民健康保険団体連合会に御照会ください。
3	新しいパソコンに移行した後、支払通知書等が見られなくなってしまい、「S1CLM3035E 電子請求システムとパソコン内の電子証明書が一致しません。」というエラーがでています。	以下の2つの方法があります。 ①移行前のパソコンで取得する。 ②一度本番請求を行い、電子請求受付システムとパソコン内の電子証明書を一致させてから再度取得する。 ※詳細については電子請求受付システムのFAQに回答があります。 FAQ 番号：FAQ0000000318 題名：「新しいパソコンへ移行後、通知文書の取得において「S1CLM3035E 電子請求受付システム内とパソコン内の証明書が一致しません。」のエラーが表示される 検索方法：電子請求受付システムのFAQのタブを押下して、キーワード検索欄に「パソコン」と入力して検索ボタンを押下すると見つけやすいです。
4	簡易入力システムから請求を送ろうとしたら「S1CLM3034E パソコン内に請求書が1件もインストールされていません」というエラーがでてしまい、送れません。	当エラーが表示される場合、お使いのパソコンに電子証明書がインストールされていない可能性があります。 電子請求受付システムの証明書のタブをクリックして、電子証明書のインストールを行ってください。

なお、電子証明書の発行依頼を行っていない場合には、電子請求受付システムから電子証明書の発行依頼を行い、発行された後にインストールを行ってください。

※電子請求受付システムの FAQ にも回答があります。

FAQ 番号：FAQ000000349

題名：「S1CLM3034E パソコン内に証明書が 1 件もインストールされていません」のエラーが表示される。

検索方法：電子請求受付システムの FAQ のタブを押下して、キーワード検索欄に「パソコン」と入力して検索ボタンを押下すると見つけやすいです。